

審議案件に関する概要

平成29年6月28日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項 [新設]
届出日	平成28年11月4日
担当部署	北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号

2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) マックスバリュセイリョー店 帯広市西18条南2丁目5番地17ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成 札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	
(3) 新設日	平成29年7月5日	
(4) 店舗面積の合計	1,442 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	74 台
	駐輪場の収容台数	20 台
	荷さばき施設の面積	72 m ²
	廃棄物保管施設の容量	24 m ³
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	午前7時00分～翌午前0時00分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～翌午前0時30分
	駐車場の出入口数	出入口5箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 66台 ≤ 設置台数 74台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に43台確保
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	20台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーター無し
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないように配慮する。
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 店舗社員や取引業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 繁忙時には、交通整理員により、駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。
交通整理員の配置	繁忙時や大規模な販売促進催事を行う際には、5名程度の交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全及び違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。	
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則として10cm以上の積雪が生じた場 	

				<p>合に除雪を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員駐車場及び冬季堆雪場所などに一時堆雪するが、適時排雪を行い、必要駐車台数の確保に努める。 除雪作業は、基本的に深夜早朝（午後10時以降及び午前6時前）には行わないよう配慮する。 		
	その他			<ul style="list-style-type: none"> 指針に基づく必要駐車台数66台に対し74台を設置し、店舗入口近くにハンディキャップ駐車スペースを6台設置する。 オープン時には、チラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には、交通整理員を配置して、交通安全の確保を図る。 		
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55 dB	38 dB	○	
		2	55 dB	40 dB	○	
		3	55 dB	49 dB	○	
			4	55 dB	41 dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45 dB	31 dB	○	
		2	45 dB	34 dB	○	
		3	45 dB	40 dB	○	
			4	45 dB	33 dB	○
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	空調機①	40 dB	59 dB	△
		a2	空調機②	40 dB	50 dB	△
		a3	空調機③	40 dB	50 dB	△
		a4	空調機④	40 dB	50 dB	△
		a5	空調機⑤	40 dB	47 dB	△
		a6	空調機⑥	40 dB	22 dB	○
		a7	空調機⑦	40 dB	56 dB	△
		a8	空調機⑧	40 dB	44 dB	△
		a9	空調機⑨	40 dB	52 dB	△
a10		冷凍機室外機	40 dB	43 dB	△	
a11		排気①	40 dB	68 dB	△	
a12		排気②	40 dB	63 dB	△	
a13		排気③	40 dB	60 dB	△	
c1	自動車走行音	40 dB	46 dB	△		
c2	自動車走行音	40 dB	58 dB	△		
c3	自動車走行音	40 dB	56 dB	△		
d1	ドア開閉音	40 dB	44 dB	△		
d2	ドア開閉音	40 dB	53 dB	△		
d3	ドア開閉音	40 dB	52 dB	△		
	評価△は、敷地境界で規制基準値を超えるが、直近の住居壁際で、規制基準値を満たす。					
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> 店舗社員や取引先に対して、自動車の低速度走行などの環境への配慮指導を行う。 				
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 				
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内に安全走行やアイドリング停止を呼びかけるサイン看板を設置する。 				

	青少年等の蝟集等の対策	営業終了後は、駐車場出入口をバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。
	その他の対応方策	万が一、騒音問題が発生した際には、迅速に適切な対応を図る。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 7 m ³ ≤ 設置容量 24 m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> 保管規模は、指針規模より十分な余裕をもった構造としている。 生ゴミ等は屋内施設、ダンボール等は屋外の金属製物置に保管して、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努めます。
	調理臭、悪臭の飛散防止	生ゴミ等の保管は、屋内の密閉施設で保管して悪臭の発生を防ぎます。
	その他の対応方策	店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 当地域で街並みづくりが行われる場合、取組を阻害することのないよう調和を図る。 広告塔や駐車場の照明は、ライトの向きや光量を調整して、照明が敷地外に漏れないよう配慮する。 	
(5) 防災対策への配慮	地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。	
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 店舗内外における従業員の見回りや声かけ等により、青少年の蝟集等を防ぐよう配慮する。 夜間は、機械整備の作動及び施錠の徹底を行い、防犯を図る。 	
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会 (帯広警察署交通第一課)	平成28年10月13日 届出書案を提出し、計画概要を説明 <u>帯広警察署</u> 施設配置図に新たに設置する予定のバリカーを記載の上、届出すること。 <u>対応方針</u> 駐車場外周部はバリカーを設置し、営業終了後は、駐車場出入口をチェーンバリカー等で閉鎖する。 また、施設配置図に駐車場外周部のバリカーを記載する。
	地元市町村(帯広市)	
	商工観光部 商業まちづくり課	平成28年10月13日 届出書案を提出し、計画概要を説明。 関係部署には、商業まちづくり課から説明しておくとのこと。

	環境部 環境都市推進課	平成28年10月13日 届出書案を提出し、計画概要を説明。 <u>環境都市推進課</u> 特に指摘事項はないが、帯広市公害防止条例の特定施設に該当する設備を設置する際は、届出すること。 <u>対応方針</u> 特定施設に該当する設備を設置する際は、届出する。
	道路管理者	駐車場出入口等の新設や変更など、道路構造の変更はないため、協議不要。

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	H29.2.6 意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道(十勝総合振興局連絡調整会議)の意見案

問題はないものとする。
